

建築板金職種(ダクト板金作業)

<p>作業の定義</p>	<p>空調設備、換気設備、排煙設備等に用いる建築設備の一つであるダクト(注)を製作し、取り付ける現場施工作業をいう。 (注)ダクトとは、亜鉛鉄板等で箱状の管を製作し、それを継ぎ合わせて空調機械から居室等への空気の流れ道とするもの。空調設備、換気設備、排煙設備等に用いる建築設備のひとつである。</p>		
<p>必須業務(移行対象職種・作業で必ず行う業務)</p>	<p>第1号技能実習 (1)ダクト板金作業 ①ダクトの製作作業 1.ダクト類の直線部分の板金作業 2.ダクト加工用機械の操作作業 3.ダクト製作用器具の取扱い作業</p>	<p>第2号技能実習 (1)ダクト板金作業 ①ダクトの製作作業 1.ダクトの製作作業の段取り作業 2.ダクト類の湾曲した部分及び分岐した部分を含む板金作業 3.各種相貫体の板金作業 4.はぜ組みによるダクトの接合作業 5.リベット締めによるダクト製品の組立て作業 6.ダクト加工用機械の操作及び調整作業 7.ダクト製作用器具の選択及び取扱い作業 ②ダクトの取付け工事の施工作業 1.簡単な墨出し作業 2.簡単なダクトの取付け作業</p>	<p>第3号技能実習 (1)ダクト板金作業 ①ダクトの製作作業 1.ダクトの製作作業の段取り作業 2.複雑なダクト類の湾曲した部分及び分岐した部分の板金作業 3.各種相貫体の板金作業 4.はぜ組みによるダクトの接合作業 5.リベット締めによるダクト製品の組立て作業 6.溶接によるダクト製品の組立て作業 7.ダクト加工用機械の操作及び調整作業 8.ダクト製作用器具の選択及び取扱い作業 ②ダクトの取り付け工事の施工作業 1.施工図に示すダクトの取付け作業</p>
<p>関連業務、周辺業務(上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等を選択すること。)</p>	<p>(2)安全衛生業務 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全装置等の点検作業 ③建築板金職種に必要な5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰(習慣))の遵守 ④建築板金職種の作業用の機械及び周囲の安全確認作業 (ダクト取付け作業の際、電気配管等への配慮や感電事故防止) ⑤保護具及び服装の安全点検作業 ⑥建築板金職種における事故・疫病予防 ⑦労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑧異常時の応急措置を修得するための作業</p> <p>(1)関連業務 ①内外装板金作業 ②配管作業 ③絶縁施工作業 ④防水施工作業 ⑤冷凍空調調和機器施工作業 ⑥工場板金作業 ⑦厨房設備施工作業 ⑧内装仕上げ作業 ⑨金属プレス加工作業 (動力プレス特別教育又はプレス機械技能講習修了が必要) ⑩鉄工作業 ⑪機械保全作業</p> <p>(2)周辺業務 ①作業用機材の搬送作業(作業場内) ②作業用機材の梱包・出荷作業 (3)安全衛生業務(関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務) 上記※に同じ</p>		
<p>使用する素材、材料等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>下記の①は一つ以上必ず使用し、②は必要に応じて使用すること ①ダクトの素材(材料) 1.亜鉛鉄板 2.鋼板 3.ステンレス鋼板 ②ダクトの付属材料 1)鋼材 1.形鋼、平鋼(ダクトの接続、補強、吊金物に使用する) 2.棒鋼(吊ボルト、ダクトの補強に使用する) 3.軽量形鋼(吊金物、ダクトの補強に使用する) 2)各種リベット(ブラインドリベットを含む) 3)各種ボルト(金ねじ、絶縁被覆ねじ等) 4)各種ナット(袋ナット、長ナット等) 5)各種フランジ用ガスケット(ダクトの接続、ダクトと機器の接続に使用する) 4.塩化ビニル鋼板 5.ガルバリウム鋼板 6.塩化ビニル板 7.ガラスウールボード 6)保温、保冷材 7)消音材及び防振ゴム 8)インサート金物 9)シーล材(ダクトの水密性、機密性が求められる場合に使用する)</p>		
<p>使用する機械、器具等(該当するものを選択すること。)</p>	<p>①機械、設備等 1.手動折曲げ機 2.プレスプレーキ 3.フォルディングマシン 4.成形ロール機 5.直刃せん断機 6.コーナーシャワー 7.タレットパンプレス ②器具等 1.コンパス 2.けがき針 3.片パス 4.トーカス 5.ポンチ 6.片手ハンマ 7.板金ハンマ 8.木ハンマ 9.でんがく 10.チッピングハンマ 11.バイス 12.口金カバー 13.平やすり ③計測器等 1.スケール 2.コンベックス 3.巻尺 4.けがき定盤 5.Vブロック ④保護具等 1.保護眼鏡 2.電気溶接用保護眼鏡 3.防塵マスク 8.レーザー切断機 9.CDAD/CAMシステム 10.両頭グラインダ及び付属品 11.ハンチングドレッサ 12.リベッティングマシン 13.スポット溶接機 14.ディスクマシン 14.やすり柄 15.組やすり 16.スレートドリル 17.ワイヤブラシ 18.たがね 19.チャックハンドル 20.モンキレンチ 21.六角レンチ 22.ウオータプライヤ 23.ドライバ(+、-) 24.金鋸 25.金切りはさみ(直刃、柳刃、えぐり刃) 26.ダクトはさみ(直刃、柳刃) 15.卓上ボール盤 16.マシンバイス(箱バイス) 17.三本ロール 18.ガス溶接装置 19.ガス切断器 20.アーク溶接装置 21.高速と石切断機 22.ニブリングマシン及び付属品 23.作業台 24.ロータリシャワー 25.ダクトロール機 26.電気ドリル 27.振動ドリル 28.脚立 27.折り台 28.拍子木 29.刀刃 30.丸棒 31.はぜ起こし 32.角床 33.火ばし 34.金ばし 35.バケツ 36.はんだごて(なた、やり) 37.トーチランプ 38.タツブ 39.ダイス 40.ハンドルリベット 41.コードリール 42.丸棒台 43.駒ノ爪床 44.いちようば床 45.つかみ箸 46.菊絞り 47.クランプ 48.ハンチングドレッサ 49.ダイヤブリック 50.かげたがね 11.三角スケール 12.ノギス 13.マイクロメータ 14.墨出し器 15.直尺 7.溶接用手袋、腕カバー、前掛け</p>		
<p>製品等の例(該当するものを選択すること。)</p>	<p>ダクト板金作業で製作したダクト及びダクト取付け工事の結果そのものが製品である。 ※主なダクトには、建築物内の空調、換気、排煙目的のエアダクト、風導管、通風管がある</p>		
<p>移行対象職種・作業(該当しない)</p>	<p>1.現場作業がない場合 2.配管作業のみの場合 5.玉掛作業のみの場合 6.高所作業車の運転作業のみの場合</p>		

1. 係長以上の  
業務例

3. ダクト及び取付金具製作以外の溶接作業のみの場合  
4. 移動式クレーンの運転作業のみの場合

7. 関連業務及び周辺業務のみ場合